

新型コロナウイルス対策・新規取引先開拓支援補助金交付要領

(通則)

第1条 新型コロナウイルス対策・新規取引先開拓支援補助金の交付に関しては、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号）、産業労働部産業技術課所管補助金等交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 県は、予算の範囲内において、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、部材などの入荷の遅れにより製品製造・出荷の遅れや操業に支障が生じている、または今後その恐れのある中小企業者の事業継続を後押しするため、新たな調達先の確保にかかる事業に対し、補助金を交付するものとする。

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象となる事業を行う者（以下「補助事業者」という。）となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営または運営に実質的に関与している個人または法人等
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、または雇用している個人または法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的またはその属する法人若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員等を利用している個人または法人等
- (6) 役員等が、暴力団または暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している個人または法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人または法人等
- (8) 役員等が、暴力団または暴力団員がその経営または運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人または法人等

2 知事が交付規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が前項の規定に該当することが明らかになったときは、交付規則第16条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、交付規則第17条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次に掲げるものとする。

(1) 福井県内に本社を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）であって、製造業（日本標準産業分類の大分類E）を営む企業。ただし、次のいずれかに該当する者（以下「みなし大企業」という。）は除く。

- 1 発行済株式の総数または出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業以外の企業者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業者
- 2 発行済株式の総数または出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- 3 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が適当と認めるもの

(補助事業等)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助率および補助限度額は、別表1のとおりとし、補助の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表2に定める経費のうち知事が必要かつ適当と認める経費とする。

2 経費を同じとする国および県ならびにこれらに準じる団体等の補助金等の交付が行われている、もしくは交付が見込まれる場合は、その経費を補助金の補助対象経費から除く。

(事業計画の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、事業計画書（様式第1号）1通を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(審査結果の通知)

第7条 知事は、計画書の提出があったときは、その内容が補助金の交付の目的に適合するものであるかどうかを審査し、審査結果を提出者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第8条 前条の規定により採択の通知を受けた者は、交付規則第4条の規定に基づき、交付申請書（様式第2号）を知事に提出するものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を控除して申請しなければならない。

(交付決定)

第9条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、交付規則第5条および同規則第6条の規定に基づき補助金交付の決定を行い、同規則第7条の規定に基づき申請者に交付の決定を通知する。

(補助金の交付の条件)

第10条 この補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分の変更(補助対象経費の総額の20%を超えない減額および経費区分の配分の20%を超えない変更を除く。)をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業者は、補助事業の内容の変更(補助金の交付の目的および補助事業の能率に影響を及ぼさない範囲の変更を除く。)をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業者は、補助事業を中止し、または廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (5) 補助金の額の確定後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部を福井県に納入させることがあること。

2 補助事業者が前項第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業経費の配分変更および補助事業の内容変更(様式第4号)
- (2) 補助事業の中止(廃止)承認申請書(様式第5号)

(状況報告)

第11条 補助事業者は、交付規則第10条の規定による遂行状況の報告について、知事から要求があった場合は、速やかに様式第6号による事業遂行状況報告書を提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した日(補助事業の廃止の承認を受けた日を含む。)から起算して1か月以内または補助事業にかかる会計年度が終了した日から10日以内のいずれか早い日までに、補助事業完了実績報告書(様式第7号)を知事に提出するものとする。

2 実績報告書には、事業結果報告書、収支決算書、支出明細報告書を添付しなければならない。

3 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(是正命令等)

第13条 知事は、前条に基づく実績報告の内容を審査し、補助事業の実施結果が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときには、当該事業内容等に適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に命じることができる。

2 補助事業者は、第1項の措置が完了したときには、前条の規定に準じる実績報告を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、実績報告書の提出があったときは、審査の上、補助金の額を確定し、交付規則第13条の規定に基づき補助事業者に通知する。

(補助金の交付請求)

第15条 この補助金は、交付規則第13条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認められる場合は、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第16条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付規則第16条の規定に基づき、交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を補助目的以外の用途に使用したとき

(2) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき

(補助金の返還)

第17条 知事は、交付決定を取り消す場合において、既に補助金の交付がされているときは、交付規則第17条の規定に基づき、交付した補助金の全部または一部を返還させることができる。

(消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税額および地方消費税額の額の確定に伴う報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除額の全額または一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理)

第19条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにするとともに、その会計帳簿および収支に関する証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(成果の報告等)

第20条 補助事業者は、知事から補助事業の成果等についての報告等を求められたときは、それに協力しなければならない。

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に必要なことは別に定める。

附則

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表

1 補助対象事業、補助率、補助限度額

補助対象事業	補助率	補助限度額
部材等の新たな調達先の確保に要する事業	補助対象経費の 1 / 2 以内	300 千円

2 補助対象経費

経費区分	内 容
謝金	部材等調達先企業の探索・紹介等に係る専門家への謝金、調達先企業や工場の確認、商談等に係る通訳料 等
旅費	調達先企業や工場の確認、商談等に係る職員旅費 等 ※国内旅費は補助対象外 ※航空機はエコノミークラスの額を補助上限とする ※レンタカーを利用する場合に使用する車両については、合理的な理由があること
委託費	部材等調達先企業の探索・紹介等を委託する経費、調達先企業や工場の確認、商談等に係る通訳料 等
その他経費	上記以外で知事が必要と認める経費

3 注意事項

1. 補助対象経費について

- (1) 補助対象経費は、補助事業者が補助事業の実施に要する経費のうち、補助対象期間中に発注し、納品、支払を終えたものに限る。
- (2) 補助対象経費により所得した物品等については、発注書控、仕様書、注文書並びに注文請書、納品書、請求書、振込明細書、領収書等の証拠書類および発注書図面等の整備、保管が必要。
- (3) 書類や補助事業で取得した物品等については、交付要綱に基づき、補助事業が完了した日の属する県の会計年度の終了後5年間とする。

2. 補助対象外経費について

- (1) 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料および光熱水費
- (2) 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- (3) 商品券等の金券、収入印紙および振込等手数料（代引手数料を含む。）
- (4) 事務用品等の消耗品費、雑誌購読料、新聞代および団体等の会費
- (5) 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- (6) 自動車等車両の購入費、修理費および車検費用ならびに不動産の購入費
- (7) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用および訴訟等のための弁護士費用
- (8) 公租公課（消費税および地方消費税等）

- (9) 各種保険料、借入金などの支払利息および遅延損害金
- (10) 実施提案書等の作成および送付に係る費用
- (11) 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機など）の購入費
- (12) 中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- (13) その他、公的資金の用途として社会通念上、不適切と判断する経費